保健福祉課

固 国民健康保険係 (131·133)

交通事故等で医療機関を受診した場合は 第三者行為の届け出を!

【必要な書類】

- □ 第三者行為による傷病届 □ 印かん
- □ 事故発生状況報告書 □ 第三者の同意書
- □ (交通事故の場合)事故証明書 □ 保険証

事故証明書は警察署で受領してください。

届け出の書類は国民健康保険係の窓口または町ホー ムページにあります。右の二次元コード からスマートフォンなどで直接アクセス できます。



■なぜ届け出が必要?

第三者行為による診療は加害者が医療費を負担し ます。しかし、届け出がされないと、国保で医療費 を負担することになります。届け出が遅れた場合も、 国保から加害者への請求が遅れ、国保で負担した医 療費が回収できない可能性があります。

結果、国保の医療費負担分が増え、国保加入者 の保険税の負担増加にも繋がります。



ここに注意!

上記に該当しても、加害者から治療 費を受け取ったり、示談を済ませたりす ると国保で診療を受けられなくなる場 合があります。 **示談前に必ず国保係** へご相談ください。

保健福祉課

固 下記記載

お口元気歯ッピー健診を受けましょう

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度に**76歳**および80歳の誕生日を迎えられる後期高齢 者医療の被保険者を対象に、**口腔健診(お口元気歯ッピー健診)を実施**しています。

お口の健康を保つことは、全身の健康を維持することにつながります。しかし、高齢期になるほど、 お口の機能は低下していきやすいものです。この健診は、虫歯や歯周病だけでなく、お口の機能の チェック、肺炎予防などを目的に実施しますので、義歯(入れ歯など)を使用中の方も受診できます。

ı	健診期間	令和6年1月31日(水)まで
		健診期間内で1回
	健診料金	無料
	対象者	今年度76歳となる被保険者 (昭和22年4月1日〜昭和23年3月31日生) 今年度80歳となる被保険者 (昭和18年4月1日〜昭和19年3月31日生)

対象者には6月初めに受診券(オレンジ封筒)をお送りしています。県内の歯科医療機関にお問い合 わせ・ご予約のうえ、ぜひご受診ください。

受診券を紛失された方は、受診券の再発行ができますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業班 ☎099-206-1329